第95号議案「長崎市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例」に対する附帯決議

本議案は、本市と長与町及び時津町との間における定住自立圏形成協定の締結を前提に、同協定の締結をすること等について、議会の議決すべき事件とするため、条例を改正しようとするものである。

新たな広域連携のしくみである定住自立圏構想については、中心的な都市と周辺の市町村が連携することで、既にある資源を圏域全体として有効に活用し効率的な行政運営につながること、有利な財政支援措置が講じられること、圏域全体の活性化にもつながることにより、人口の定住促進を図るという意味では、一定理解するものである。

一方、本市は平成17年、18年の旧7町との合併後、合併後のまちづくりの方向性と取り組みを掲載した市町村建設計画の区切りである10年が経過していない中で、市町村合併の検証も十分になされておらず、合併地区への支援策が十分に行われているとは言いがたい。

よって、合併地区の住民を初めとした市民の理解を得て同構想を推進しながらも、今後とも合併地区の振興を本市の最優先課題とし、合併時の約束である市町村建設計画の着実な進捗を図るとともに、今後の具体的な目途を示し、住民とともに策定した地域振興計画に沿って、合併地区の住民が合併してよかったと思えるようなまちづくりに、企画財政部がさらなるリーダーシップを発揮し全庁挙げて取り組まれるよう強く要請する。

平成25年9月20日